

2021年4月22日

各位

不動産投資信託証券発行者名
森トラスト・ホテルリート投資法人
代表者名 執行役員 坂本 周
(コード番号:3478)

資産運用会社名
森トラスト・アセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 山本 道男
問合せ先 ホテルリート運用本部 相澤 信之
運用戦略部長
(TEL. 03-6435-7011)

規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ

森トラスト・ホテルリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催の役員会におきまして、下記のとおり規約一部変更及び役員選任に関し、2021年5月27日に開催予定の第4回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）に付議することを決議しましたのでお知らせします。

なお、下記事項は、本投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

記

1. 規約一部変更の内容

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に従い、現行規約第14条第1項において、「投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす」と定めております（いわゆるみなし賛成制度）。

しかしながら、相反する趣旨の議案を提出することが性質上難しく、かつ、投資主の利害関係及び投資法人のガバナンスの構造などに大きな影響を与える議案や、投資主と投資法人の役員や資産運用会社との間で重大な利益相反が生じる可能性が高い議案について、そのままみなし賛成制度が適用された場合、必ずしも投資主全体による熟慮を通じた投資主の多数意思に従った判断を伴わずに、その議案が可決される可能性があるため、近時の少数投資主による投資主提案に係る議論も踏まえ、かかる一定の議案（以下「対象議案」といいます。）について、所定の手続きに基づいて、少数投資主又は本投資法人から事前に反対の明確な意思が表明された場合にみなし賛成制度を適用しないこととする変更を行うものです。

対象議案は、①執行役員又は監督役員の選任又は解任、②資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約、③解散、④投資口の併合及び⑤執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除に関する議案とします。

事前に反対の意思を表明することのできる主体は、公正性、公平性の観点から、一定の資格要件を備えた少数投資主及び本投資法人とします。反対意思を表明する場合の手続き要件は、①少数投資主については、一定の期間内における本投資法人（招集権者が執行役員又は監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）への通知とし、②本投資法人については、招集通知への記載又は本投資法人のウェブサイトにおける公表とします。

以上の内容によるみなし賛成制度の一部適用除外を定めるとともに、これに伴い必要となる変更を行うため、みなし賛成に関する規定について変更を行うものです。(変更案第14条第3項及び第4項関連)

(規約一部変更に関する詳細は、別紙「第4回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

2. 役員選任の主な内容

(1) 執行役員1名選任について

執行役員坂本周は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となるため、本投資主総会において改めて執行役員1名(候補者:坂本周)の選任についての議案を提出いたします。

(2) 補欠執行役員1名選任について

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名(候補者:相澤信之)の選任についての議案を提出いたします。

(3) 監督役員2名選任について

監督役員橋本聡及び鯉沼希朱の両名は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となるため、本投資主総会において改めて監督役員2名(候補者:橋本聡及び鯉沼希朱)の選任についての議案を提出いたします。

(役員選任に関する詳細は、別紙「第4回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

3. 本投資主総会等の日程

- 2021年4月22日 本投資主総会提出議案承認役員会
- 2021年5月10日 本投資主総会招集通知の発送(予定)
- 2021年5月27日 本投資主総会(予定)

以 上

【別紙】第4回投資主総会招集ご通知

※本投資法人のホームページアドレス：<http://www.mt-hotelreit.jp/>

(証券コード 3478)

2021年5月10日

投資主各位

東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
森トラスト・ホテルリート投資法人
執行役員 坂本周

第4回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、本投資法人の第4回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

投資主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本投資主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、投資主様の健康状態にかかわらず、投資主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。当日ご来場いただかなくとも、書面によって議決権を行使することもできますので、その場合には、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご記入のうえ、2021年5月26日（水曜日）午後5時45分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に従い、現行規約第14条第1項において「投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。」と定めております。また、同条第2項において「前項の規定の定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。」と定めております。

従いまして、当日ご出席になられず、かつ議決権行使書面による議決権の行使をなされない投資主様につきましては、本投資主総会の各議案について出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成するものとみなしてお取り扱いすることになりますのでご留意願います。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2021年5月27日（木曜日） 午前10時
(なお、受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。) |
| 2. 場 | 所 | 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
丸の内トラストタワーN館11階
「トラストシティ カンファレンス・丸の内 Room 2 + 3 + 4」 |

3. 会議の目的事項

決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案 監督役員2名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能です。この場合には、議決権行使書面及び代理権（代理人の資格を含みます。）を証明する書面を会場受付にご提出ください。
 - ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項について、投資主総会の前日までに修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を本投資法人のウェブサイト（<http://www.mt-hotelreit.jp/>）に掲載いたします。
 - ◎本投資主総会の各議案の決議結果に関するご通知は発送いたしません。各議案の決議結果につきましては、本投資主総会終了後に本投資法人のウェブサイト（<http://www.mt-hotelreit.jp/>）に掲載いたしますので、あらかじめご了承ください。
 - ◎従前投資主総会終了後に開催しておりました、本投資法人の資産運用会社である森トラスト・アセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」は、新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況を踏まえ、投資主の皆様の安全確保の観点から、投資主の皆様の会場滞在時間の短縮を目的として、開催しないことといたしました。投資主の皆様におかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。なお、本投資法人の2021年2月期に関する決算説明会動画及び決算説明会資料は、本投資法人のウェブサイト（<http://www.mt-hotelreit.jp/>）にてご覧いただくことができます。
 - ◎本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染防止への対応について

新型コロナウイルス感染症の国内での感染状況を踏まえ、投資主の皆様への安全の確保及び感染拡大防止のため、以下の対応を行うことを予定しております。投資主の皆様のご理解及びご協力を賜りますようお願い申し上げます。

<投資主様へのお願い>

- ◎本投資主総会の議決権は書面によって行使することもできますので、投資主の皆様におかれましては、ご自身の健康状態にかかわらず、本投資主総会へのご出席を極力お控えいただき、同封の議決権行使書面の事前郵送による議決権行使をご検討いただきますようお願い申し上げます。
- ◎投資主総会へのご出席を検討されている投資主様におかれましては、ご自身の健康状態、開催日当日の新型コロナウイルス感染症の感染状況や、行政機関の対応状況にご留意いただき、くれぐれもご無理をなさらないようお願い申し上げます。
- ◎特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方におかれましては、本投資主総会へのご出席を見合わせることをご検討ください。

<来場される投資主様へのお願い>

- ◎当日の会場では、感染防止対策の一環として、投資主様のお席並びに本投資法人の役員、役員候補者及び運営スタッフの席の間隔を広くとる予定であるため、例年に比べて少ない座席数のご用意となり、十分な数のお席を確保できない可能性がございます。万が一お席がご用意できない場合、会場内にご入場いただけない場合がございますことを、あらかじめご了承ください。
- ◎ご来場の投資主様におかれましては、マスクを着用の上で会場へお越しいただき、会場受付に設置しておりますアルコール消毒液による手指消毒にご協力いただきますようお願い申し上げます。ご協力いただけない場合は、会場へのご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ◎会場受付にて体温測定を実施させていただきます。測定時に37.5℃以上の発熱がある投資主様や、咳などの症状を有する投資主様には、本投資主総会へのご出席をご遠慮いただくようお願いすることもございますので、あらかじめご了承ください。また、体調不良と見受けられる投資主様には、運営スタッフがお声がけをさせていただき、ご入場をお断りし、又はご退席いただく場合がございますことを、あらかじめご了承ください。

- ◎役員、役員候補者及び運営スタッフは、健康状態に問題がないことを確認の上、原則としてマスクを着用した状態で応対をさせていただきますことをご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ◎上記の各対応により、会場受付の混雑が見込まれますので、余裕をもってお越しいただきますようお願い申し上げます。
- ◎上記の他、本投資主総会の秩序維持の観点から、必要な措置を講じる場合がございますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況の変化によっては、上記対応方法の変更に関するお知らせを本投資法人のウェブサイト (<http://www.mt-hotelreit.jp/>) に掲載する場合がございますので、あわせてご確認くださいようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に従い、現行規約第14条第1項において、「投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす」と定めております（いわゆるみなし賛成制度）。

しかしながら、相反する趣旨の議案を提出することが性質上難しく、かつ、投資主の利害関係及び投資法人のガバナンスの構造などに大きな影響を与える議案や、投資主と投資法人の役員や資産運用会社との間で重大な利益相反が生じる可能性が高い議案について、そのままみなし賛成制度が適用された場合、必ずしも投資主全体による熟慮を通じた投資主の多数意思に従った判断を伴わずに、その議案が可決される可能性があるため、近時の少数投資主による投資主提案に係る議論も踏まえ、かかる一定の議案（以下「対象議案」といいます。）について、所定の手続きに基づいて、少数投資主又は本投資法人から事前に反対の明確な意思が表明された場合にみなし賛成制度を適用しないこととする変更を行うものです。

対象議案は、①執行役員又は監督役員の選任又は解任、②資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約、③解散、④投資口の併合及び⑤執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除に関する議案とします。

事前に反対の意思を表明することのできる主体は、公正性、公平性の観点から、一定の資格要件を備えた少数投資主及び本投資法人とします。反対意思を表明する場合の手続き要件は、①少数投資主については、一定の期間内における本投資法人（招集権者が執行役員又は監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）への通知とし、②本投資法人については、招集通知への記載又は本投資法人のウェブサイトにおける公表とします。

以上の内容によるみなし賛成制度の一部適用除外を定めるとともに、これに伴い必要となる変更を行うため、みなし賛成に関する規定について変更を行うものです（変更案第14条第3項及び第4項関連）。

2. 変更の内容

現行規約の一部を下記変更案のとおり改めようとするものです。

(下線は変更部分)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第14条 (みなし賛成) 1. ～ 2. (省略) (新設)</p>	<p>第14条 (みなし賛成) 1. ～ 2. (現行どおり) 3. <u>前2項の規定は、(i)以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人(招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方)に通知した場合、又は(ii)以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合は、当該議案については適用しない。</u> (1) <u>執行役員又は監督役員の選任又は解任</u> (2) <u>資産運用会社(第38条に定義する。)との間の資産運用委託契約の締結又は解約</u> (3) <u>解散</u> (4) <u>投資口の併合</u> (5) <u>執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除</u> 4. <u>第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。</u></p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員坂本周は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、本投資主総会において改めて執行役員1名の選任をお願いするものです。なお、本議案において執行役員の任期は、本投資法人規約第17条第2項の定めに基づき、選任される2021年5月27日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、2021年4月22日開催の役員会における監督役員全員の同意をもって提出するものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	主要略歴、重要な兼職の状況、並びに 本投資法人における地位及び担当	
(さかもと あまね) 坂本周 (1968年12月30日)	1993年4月	株式会社日本長期信用銀行 入行
	2000年3月	株式会社日本興業銀行 入行
	2001年5月	みずほ証券株式会社 出向
	2002年4月	同社 入社
	2011年4月	同社 不動産金融開発第1部 副部長
	2015年4月	同社 マーケッツソリューション部長
	2016年4月	森トラスト・ホテルアセットマネジメント株式会社 (現森トラスト・アセットマネジメント株式会社) 出向
		同社 常務取締役
	2017年6月	同社 代表取締役社長
	2017年7月	同社 転籍 代表取締役社長
	2017年11月	森トラスト・ホテルリート投資法人 執行役員 (現任)
	2019年3月	森トラスト・アセットマネジメント株式会社 代表取締役最高執行責任者 (COO) 兼 ホテルリート運用本部長 (現任)

1. 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有していません。
2. 上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用業務委託契約及び機関の運営に関する一般事務業務委託契約を締結している森トラスト・アセットマネジメント株式会社の代表取締役最高執行責任者（COO）兼 ホテルリート運用本部長です。その他、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
3. 上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。
4. 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる一定の損害を当該保険契約により補填することとしております。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記執行役員候補者は、現在、執行役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、選任が承認された場合は引き続き被保険者に含まれることとなります。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人規約第17条第3項の定めに基づき、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

なお、補欠執行役員の選任については、就任前に限り、本投資法人の役員会の決議によりその選任を取り消すことができるものとします。

また、補欠執行役員の選任に関する本議案は、2021年4月22日開催の役員会における監督役員全員の同意をもって提出するものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	主要略歴及び重要な兼職の状況	
(あい ざわ のぶ ゆき) 相澤 信之 (1968年5月28日)	1992年4月	株式会社フジタ 入社
	2002年2月	不動産シンジケーション協議会（現一般社団法人不動産証券化協会）出向
	2003年11月	株式会社フジタ 都市再生推進本部 アセットコンサルティング部
	2005年4月	森トラスト株式会社 入社 森トラスト・アセットマネジメント株式会社 出向
	2006年4月	森トラスト・アセットマネジメント株式会社 コンプライアンス・オフィサー
	2007年7月	同社 企画財務部 専任部長
	2015年6月	同社 企画財務部長
	2015年8月	Realアセットマネジメント株式会社（現森トラスト・アセットマネジメント株式会社） 出向 同社 取締役企画財務部長
	2019年3月	森トラスト・アセットマネジメント株式会社 出向 同社 ホテルリート運用本部運用戦略部長 兼 企画財務部長（現任）

1. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有していません。
2. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用業務委託契約及び機関の運営に関する一般事務業務委託契約を締結している森トラスト・アセットマネジメント株式会社のホテルリート運用本部運用戦略部長 兼 企画財務部長です。その他、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
3. 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる一定の損害を当該保険契約により補填することとしております。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員橋本聡及び鯉沼希朱の両名は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、本投資主総会において改めて監督役員2名の選任をお願いするものです。なお、本議案において監督役員の任期は、本投資法人規約第17条第2項の定めに基づき、選任される2021年5月27日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	主要略歴、重要な兼職の状況、並びに 本投資法人における地位	
1	(はしもと あきら) 橋本聡 (1965年9月20日)	1990年10月	太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入社
		1997年6月	橋本公認会計士事務所 代表(現任)
		2000年1月	株式会社コンサルティングファーム 取締役
		2001年11月	千代田国際公認会計士共同事務所 パートナー(現任)
		2011年7月	社外CFOサービス株式会社 代表取締役(現任)
		2013年12月	千代田税理士法人 社員(現任)
		2016年1月	森トラスト・ホテルリート投資法人 監督役員(現任)
2	(こいぬま きみ) 鯉沼希朱 (1965年4月19日)	1991年4月	弁護士登録(第二東京弁護士会) 梶田江尻法律事務所(現あさひ法律事務所)入所(現任)
		2016年1月	森トラスト・ホテルリート投資法人 監督役員(現任)
		2018年6月	セントラル硝子株式会社 社外取締役(現任)

1. 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を所有しておりません。
2. 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
3. 上記監督役員候補者は、いずれも現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
4. 上記監督役員候補者鯉沼希朱につきまして、職業上使用している氏名を上記のとおり記載しておりますが、戸籍上の氏名は長谷川希朱であります。
5. 上記監督役員候補者橋本聡は、千代田国際公認会計士共同事務所のパートナーです。
6. 上記監督役員候補者鯉沼希朱は、あさひ法律事務所の弁護士です。
7. 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる一定の損害を当該保険契約により補填することとしております。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。両監督役員候補者は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、選任が承認された場合は引き続き被保険者に含まれることとなります。

その他の参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項及び本投資法人規約第14条に定める「みなし賛成」の規定の適用はありません。

なお、上記の第1号議案から第4号議案につきましてはいずれも相反する趣旨の議案には該当していません。

以 上

